

事故由来放射性物質に汚染された産業廃棄物の市内搬入処理に係る事前協議書

年 月 日

呉 市 長 殿

住所

氏名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、その名称及び代表者の氏名〕

[担当者： 電話番号：]

事故由来放射性物質に汚染された産業廃棄物の市内搬入処理に係る事前協議に関する要綱第4条第1項（第6条第1項）の規定に基づき、次のとおり事前（変更）協議します。

受託処理又は自己処理の別	<input type="checkbox"/> 受託処理（処理業者） <input type="checkbox"/> 自己処理（排出事業者）	
市内搬入処理する施設	名称	
	所在地	
	処理方法	<input type="checkbox"/> 保 管 <input type="checkbox"/> 中間処理（ ） <input type="checkbox"/> 最終処分
市内搬入処理する産業廃棄物	種類及び予定量	(t , m ³)
産業廃棄物の排出者	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所	
	業種	
市内搬入処理予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
市内搬入処理する理由（これまでの産業廃棄物の処理方法を含む。）		
変更協議する場合にあってはその理由		

産業廃棄物の市内搬入処理工程（搬入から搬出までの処理計画を含む。）の概要

市内搬入処理の内訳	収集運搬		
	氏名又は名称	市内搬入	市外搬出
	運搬方法（陸上又は海上の別及び車両等の登録番号）		
	保管（処分のための保管に伴うものは除く）		
	氏名又は名称		
	保管方法（屋内又は屋外の別及び保管上限）		
	中間処理		
	氏名又は名称		
	処理方法		
	最終処分（再生の場合は、売却先及び使用方法）		
	氏名又は名称		
	処分方法		
市内搬入処理の確認方法			

備考

- 1 要綱第4条第2項に掲げる書類（変更協議の場合は、当該変更に伴って必要となる書類）を添付すること。
- 2 収集運搬の欄は、市内搬入時と市外搬出時に分けて、記載すること。
- 3 同一の産業廃棄物を複数の方法で処理する場合は、処理方法ごとに記載すること。
- 4 呉市の許可を受けていない施設で処理する場合は、施設の図面及び写真を添付すること。
- 5 変更協議の場合は、変更部分を見え消しにより記載すること。
- 6 すべての欄において記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、必要事項を記載した別紙を添付すること。

添付書類

(1) 産業廃棄物性状表	別紙様式第2号のとおり	
(2) 分析証明書の写し	別紙分析証明書のとおりに	
(3) 放射能濃度の測定結果（直近3回）	別紙様式第2号記載のとおり	
(4) 産業廃棄物の写真	別紙写真のとおり	
(5) 処理業者の許可証の写し	別紙許可証の写しのとおり	
収集運搬業者名，許可年月日及び許可番号（市内搬入と市外搬出に分けて記載すること）	(市内搬入)	(市外搬出)
	処分業者名，許可年月日及び許可番号	
(6) 関係者の役割等が記載された書面		
(7) 関係住民の承諾書等	別紙のとおり	
関係住民の住所及び氏名（団体又は法人にあつては，名称及び代表者の氏名）		
関係住民と合意した産業廃棄物の放射性物質濃度の上限値		
関係する地域及び住民等を設定した範囲及びその理由		
(8) 放射性物質の自主管理に関する事項が記載された書面	別紙（第4条第2項第8号関係）のとおり	
(9) 放射性物質濃度の自主検査に関する事項が記載された書面	別紙（第4条第2項第9号関係）のとおり	
(10) その他市長が必要と認める書類		

(日本工業規格 A 列 4 番)

別紙（第4条第2項第8号関係）

(8) 放射性物質の自主管理に関する事項が記載された書面	
具体的な処理方法	
市内搬入処理後の処理方法	
生活環境の保全として講じる措置	
市内搬入処理終了時の措置	
空間線量の測定方法及び測定頻度	
自主管理記録の内容及び管理方法	
空間線量の悪化が認められた場合の措置	
その他講じる措置	

(日本工業規格 A 列 4 番)

別紙（第4条第2項第9号関係）

(9) 放射性物質濃度の自主検査に関する事項が記載された書面	
具体的な測定方法及び測定頻度	
生活環境の保全のため設定した放射性物質濃度の数値	
自主検査記録の内容及び管理方法	
放射性物質濃度の悪化が認められた場合の措置	
その他講じる措置	

(日本工業規格 A 列 4 番)